

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 26年 6月 12日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号

氏 名 旭硝子株式会社関西工場高砂事業所

事業所長 竹下 信治

電話番号 079-447-1882

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭硝子株式会社高砂工場
事業場の所在地	兵庫県高砂市梅井5丁目6番1号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他のガラス・同製品製造業〔2119〕
②事業の規模	別紙のとおり(計画書1頁参照)
③従業員数	〃
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	〃

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (計画書2~4頁参照)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①・状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②・計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①・状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
②・計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②・計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①・状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
②・計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組)			
②・計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①・状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組)			
②・計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①・状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり (様式第二号の十四参照) t
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 t			t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		別紙のとおり (様式第二号の十四参照)	t
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への 処理委託量			
	再生利用業者への 処理委託量			
	認定熱回収業者への 処理委託量			
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				t
(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

1. 当該事業場の概要

(1) 製造及び廃棄物発生・処理フローシート

AGCは図1、AGCセラミックスは図2を参照。

(2) 連絡先

担当者：旭硝子株式会社 高砂事業所

環境安全保安室 熊田 豊博

電話番号：079-447-7304

2. 計画期間

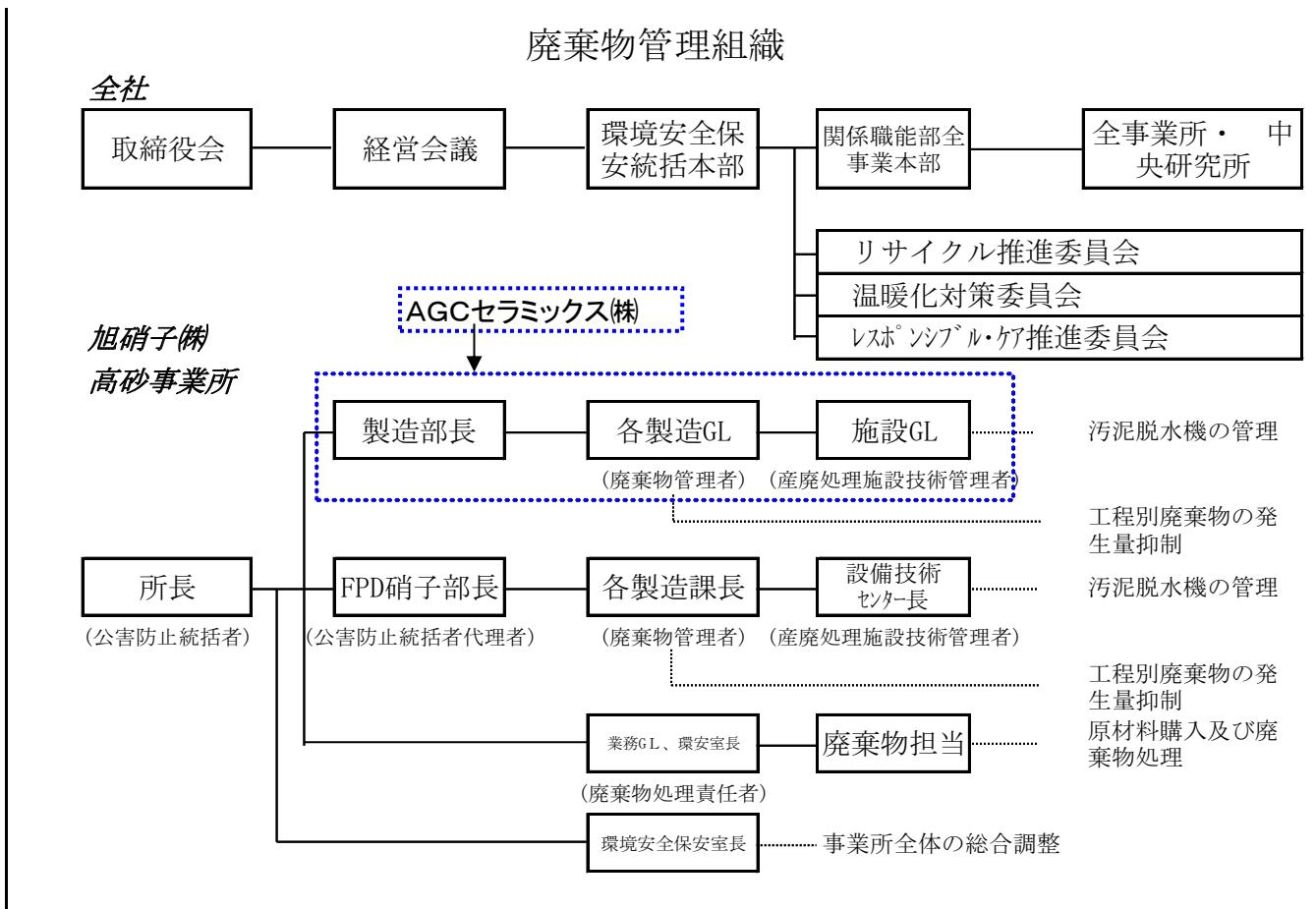
平成25年4月1日から平成26年3月31日 (処理計画実施状況)

平成26年4月1日から平成27年3月31日 (処理計画・今年度目標)

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：高砂事業所	職：所長
廃棄物担当	組織名：環境安全保安室	職・氏名：室長
役割	事業所環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none">○環境方針、環境目的・目標、環境改善推進計画、内部環境監査計画の作成・設定○環境改善推進計画の進捗結果、内部環境監査結果の審議○環境管理システムの運用○法規制等の順守・評価状況確認<ul style="list-style-type: none">・委員長一所長・委員一環境管理責任者、各部門長(部長)等
	所長 (公害防止統括者)	<ul style="list-style-type: none">○環境改善活動の取組みに関する基本理念、基本方針の策定○事業所の環境目的及び環境目標の決定。○「環境管理マニュアル」「事業所環境改善推進計画」の承認○環境関連法規で定められた責任者、管理者の任命
	環境安全保安室長 (環境管理責任者)	<ul style="list-style-type: none">○環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、改善○「環境管理マニュアル」「事業所環境改善推進計画」の作成○環境管理に関する各種2次規定の承認
	業務グループリーダー (廃棄物処理責任者)	<ul style="list-style-type: none">○廃棄物適正処理方法の決定○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理○委託契約の締結○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理○監督官庁への各種報告書作成○その他廃棄物処理に関する事項



(2) 管理体制の強化

ISO 14001によるマネジメントシステムを構築し、管理体制を強化している。

所長、環境管理責任者、各部門長等による環境管理委員会を組織し、環境方針、環境目的及び環境目標、環境改善推進計画等に関する審議・策定を行う。

また、内部環境監査グループにより、各部署のマネジメントシステムの運用状況、環境改善推進計画の進捗状況等の監査を実施し、継続的な維持、改善を図る。

(3) 教育・研修

ISOの環境教育訓練規定に則り、部門別、階層別、目的別教育を実施している。

廃棄物に関しては、各部署において分別基準、適正管理についての基礎教育を実施するほか、廃棄物管理業務従事者に対しては、部署長あるいはISO事務局長より関係法令、規定類、取扱方法などについての特別教育を行う。

また、協力会社、取引先に対しても、ISO 14001の活動への協力を依頼している。

(4) 情報公開

全社の環境に対する取組みを「AGCグループ CSRレポート（和文・英文）」にまとめ公開している。

また、2000年度より毎年「環境会計」を作成・公開している。

更に事業所環境方針もステークホルダーに公開している。

4. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

①環境基本方針 (AGC グループ)

地球環境の保全に積極的に貢献していくことは、地球社会において事業を展開する企業の

基本的責務である。

②環境行動基準（A G C グループ）

環境関連法令を遵守するとともに、常に環境の保全に留意し、技術開発、設計、生産、販売、回収に至るまで各段階における環境に対する負荷の低減に関する会社の施策に協力する。

③産業廃棄物対策への取組み方針（A G C グループ）

当社は、化学品、ガラス、及びセラミックスなどの比較的大量の産業廃棄物を排出する事業を行っており、産業廃棄物の削減に積極的に取り組むことが社会的使命であると考えている。

④環境方針（高砂事業所）……別添「環境方針」参照

⑤上記方針等に則り高砂事業所としては、廃棄物処理について次に掲げる事項を重点的に実施している。

イ. 事業所内リサイクル推進による委託処理量の抑制（ex. A G C セラミックス(株)集じんダスト）

ロ. 社内及び関係会社も含めリサイクル推進による委託処理量の抑制

ハ. 埋立処分、焼却処分のものについての再生利用ルートの開拓・確保

（2）廃棄物処理の現状

①当事業所から発生する廃棄物の内主なものは、F P D（フラットパネルディスプレイ）の生産工程から発生するガラス屑及び汚泥であり、今後の見込みについては市場需要の変動等流動的因素が多いが、今年春以降生産が堅調に推移している事と一部窯の再稼動もあるので、相当増加すると予想される。

一方、A G C セラミックス社分の種類は従来とあまり変わらず、汚泥と煉瓦屑が約70%を占めていくと思われる。また、従来若干埋め立て処分を行なっていたが、新規処分先の開拓によりリサイクルへの変更を推進した結果、埋め立て処分は激減している。

② 産業廃棄物の種類別の発生及び処理フローは別紙フローシート（図1）のとおりである。

（3）廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社のC S R室において、定期的に環境関連の法令等について情報収集を行い、各事業所の関係部署にメールにて情報提供を行っており、本社の資材・物流センターや継続的取引を行っている産廃関係取引先からも情報の入手等行い業務に活用している。

また、兵庫県環境保全管理者協会の廃棄物分科会の会員として、定期的に講演会等に参加し、情報の収集を行っている。

（4）中長期的課題

I S O 1 4 0 0 1 のマネジメントシステムの運用を強化し、廃棄物の最終処分量削減に関する全社目標の達成を目指す。

5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組>

前述のとおり、当事業所で発生する産業廃棄物の内主なものは汚泥とガラス屑であり、F P Dの生産が堅調に推移すると必然的にこれらの発生が多くなると思われる。

技術の向上による良品率アップについては、極めて難しい面があるがチャレンジし発生量の抑制に努めていく事としたい。

A G C セラミックス社については、研磨工程から発生する汚泥の減量を図るべく、今年に入り脱水設備の改善を行い現在改善結果をフォロー中である。

6. 産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

I S O 1 4 0 0 1 の規定に、廃棄物の分別と保管に関する基準を定め、それに従って、工程毎に発生するものをそれぞれ分別保管する。

7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組>

F P D の研磨工程で発生する汚泥について、再生利用について検討を加えていたが昨年春以降社内他部門での活用を実現させた。然し乍ら本年春以降他部門の需要減により現在は停滞している。

また、数量の多いガラスカレット屑については有価物(売却)への転換を検討中であったがサンプル提供以降実現の目処がたっていない為、社内での再生利用に方向転換し現在鋭意検討中である。

A G C セラミックス社については、電鋳煉瓦研磨工程で発生する汚泥について、不定形耐火物原料として再利用を検討しているが現時点では難航している。

また溶融工程で発生する集塵ダストを溶融固化して耐火物原料として使用する事については継続検討中である。

図1 旭硝子(株)高砂工場 製造フローシート、廃棄物処理フロー図

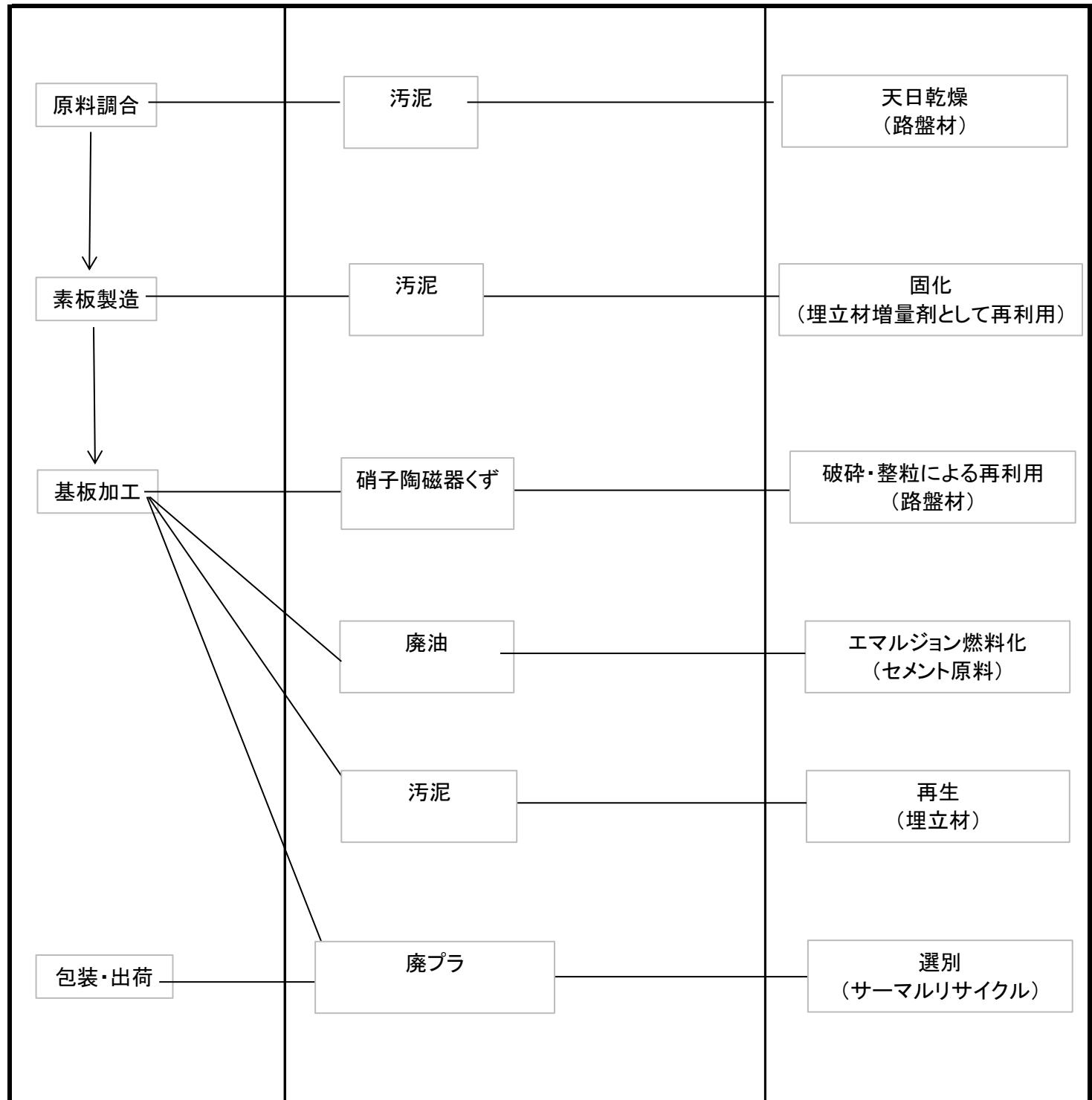


図2 AGCセラミックス(株) 製造フローシート、廃棄物処理フロー図

